

2023年12月28日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等に対する意見について

今般、標記意見募集に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

質問1（連結財務諸表及び個別財務諸表における取扱いに関する質問）

（質問1-1）法人税等の計上時期に関する質問

本公開草案では、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

（意見）

当該法人税等の合理的な金額を見積り計上することは実務上困難と思料する。

（理由等）

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の計算では連結財務諸表作成時点において合理的な金額の見積りに足る入手可能な情報はなく、実務上、「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上する」こと自体が困難と思料しており、投資家の判断に誤った影響を与える可能性がある。

質問2（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案では、四半期財務諸表において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができるとしてすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

(意見)

四半期報告書制度見直し後において、特定事業会社に該当した場合に作成が必要となる半期報告書に含まれる中間財務諸表においても、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の見積り計上が不要であることを明確化すべきである。

(理由等)

従来、第2四半期財務諸表を含む第2四半期決算短信として作成していたものが、四半期報告書制度の見直しにより、特定事業会社に該当する場合に半期報告書として作成が必要となるところ、半期報告書に含まれる中間財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の見積り計上の要否が不明確である。本公開草案第7項、BC12項およびBC13項の提案理由と同様に、半期報告書に含まれる中間財務諸表の作成に当たっても、半期報告書で入手する情報は、年度に比して限定的な情報であると考えられることから、提案趣旨に照らし、半期報告書に含まれる中間財務諸表においても、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の見積り計上がり不要であることを明確化すべきである。

質問8（補足文書（案）に関する質問）

適用初年度において情報の入手が困難な場合に考えられる見積りの一例を補足文書として示すことを予定しています。この補足文書（案）についてご意見があればコメントをお寄せください。

(意見)

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関し、仮に、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報が存在するとの見地に立ち、それにもとづき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上するとしてあれば、情報の入手が困難な場合の会計上の見積りの例は、適用初年度に限定せず、適用初年度より後の年度においても例として示されるべきである。

(理由等)

補足文書（案）第8項に「適用初年度の翌年度においては、前年度のグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の申告に向けて情報を入手する体制が構築され」とあるが、構成会社の変更に伴う対象範囲の判定は毎年実施しなければならず、適用初年度より後の年度においても必要な情報を適時に入手することが困難である場合があるため、見積りの例は適用初年度に限定せずに例として示されるべきである。

以上